

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	HMGB1 ELISA Kit Exp 反応停止液
SDSN0.	GC-08F-04-01
供給者の会社名称	株式会社シノテスト
住所	〒252-0331神奈川県相模原市南区大野台4-1-93 相模原生産センター
担当部門	薬事部
電話番号	042-753-1142
FAX番号	042-753-3985
製品区分	試薬
推奨用途	研究用

2. 危険有害性の要約
化学品のGHS分類

健康に対する有害性	皮膚腐食性/刺激性 区分1 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分1 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2
環境有害性	水生環境有害性 長期(慢性) 区分3 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しない

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語	危険
危険有害性情報	重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷 臓器の障害のおそれ 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害 のおそれ 長期継続的影響によって水生生物に有害
注意書き	
安全対策	環境への放出を避けること 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。 取扱い後は汚染箇所をよく洗うこと。 保護手袋/保護衣/保護面を着用すること。 保護眼鏡/保護面を着用すること。 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
応急措置	特別な処置が必要である。 気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。 直ちに医師に連絡すること。 ばく露又はばく露の懸念がある場合は、医師に連絡すること。
吸入した場合	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
皮膚(又は髪)に付着した場合	直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。

眼に入った場合	汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
飲み込んだ場合	口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法番号	安衛法番号	
硫酸	<2.0%	H ₂ SO ₄	(1)-430		7664-93-9
水	>98.0%				

4. 応急措置

一般的な措置

気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。

吸入した場合

直ちに医師に連絡すること。

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

皮膚(又は髪)に付着した場合

気分が悪い時は、医師に連絡すること。

直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。

水と石鹼で洗うこと。

皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。

眼に入った場合

眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

飲み込んだ場合

直ちに医師に連絡すること。

口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

5. 火災時の措置

適切な消火剤

散水、噴霧水、一般の泡消火剤、粉末消火剤、二酸化炭素、乾燥砂。

周辺火災の種類に応じて適切な消火剤を用いる。棒状注水。

使ってはならない消火剤
火災時の特有の危険有害性
特有の消火方法

消火の際には煙を吸い込まないように適切な保護具を着用する。

危険でなければ火災区域から容器を移動する。消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

大火災の場合、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。これが不可能な場合には、その場所から避難し、燃焼させておく。

消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置

関係者以外は近づけない。

作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。

環境に対する注意事項		河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
封じ込め及び浄化の方法及び機材		危険でなければ漏れを止める。
二次災害の防止策		少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。 プラスチックシートで覆いをし、散乱を防ぐ。
7. 取扱い及び保管上の注意		
取扱い	技術的対策 安全取扱注意事項	『8. ばく露防止及び保護措置』を参照。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。 接触、吸入又は飲み込まないこと。 換気の良い区域でのみ使用すること。 環境への放出を避けること。
	接触回避 衛生対策	『10. 安定性及び反応性』を参照。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。
保管	安全な保管条件 安全な容器包装材料	2～8℃にて密閉保管すること。 製品本来の容器で保管すること。
8. ばく露防止及び保護措置		
許容濃度 設備対策		データなし 本製品を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。
保護具	呼吸用保護具 手の保護具 眼の保護具 皮膚及び身体の保護具	呼吸器保護具を着用すること。 保護手袋を着用すること。 眼の保護具を着用すること。 適切な保護衣・保護具を着用すること。
9. 物理的及び化学的性質		
物理状態		液体
色		無色、澄明
臭い		データなし
融点/凝固点		データなし
沸点又は初留点及び沸騰範囲		データなし
可燃性(ガス、液体及び固体)		データなし
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界		データなし
引火点		データなし
自然発火点		データなし
分解温度		データなし
pH		2.0以下
粘性率		データなし
溶解度	水に対する溶解度	データなし
	溶媒に対する溶解度	データなし
n-オクタノール/水分分配係数(log値)		データなし
蒸気圧		データなし
密度及び/又は相対密度		データなし
相対ガス密度(空気=1)		データなし
粒子特性		データなし

10. 安定性及び反応性		
反応性		データなし
化学的安定性		データなし
危険有害反応可能性		データなし
避けるべき条件		データなし
混触危険物質		データなし
危険有害な分解生成物		データなし
11. 有害性情報		
急性毒性(経口)		区分に該当しない
急性毒性(経皮)		区分に該当しない
急性毒性(吸入)		区分に該当しない
皮膚腐食性/皮膚刺激性		製品のpHが2.0以下のため酸(pH \leq 2)とし皮膚腐食性/刺激性－区分1とした。
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性		製品のpHが2.0以下のため酸(pH \leq 2)とし眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性－区分1とした。
呼吸器感作性又は皮膚感作性		区分に該当しない
生殖細胞変異原性		区分に該当しない
発がん性		区分に該当しない
生殖毒性		区分に該当しない
特定標的臓器毒性(単回ばく露)		混合物の成分の特定標的臓器毒性(単回ばく露)－区分1の濃度が1.0%以上10%未満のため特定標的臓器毒性(単回ばく露)－区分2とした。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)		混合物の成分の特定標的臓器毒性(反復ばく露)－区分1の濃度が1.0%以上10%未満のため特定標的臓器毒性(反復ばく露)－区分2とした。
誤えん有害性		区分に該当しない
12. 環境影響情報		
生態毒性	水生環境有害性短期(急性) 水生環境有害性長期(慢性)	区分に該当しない
残留性・分解性		混合物の成分の(毒性乗率 \times 100 \times 水生環境有害性 長期(慢性)－区分1)+(10 \times 水生環境有害性 長期(慢性)－区分2)+水生環境有害性 長期(慢性)－区分3の濃度合計が25%以上のため水生環境有害性 長期(慢性)－区分3とした。
生態蓄積性		データなし
土壤中の移動性		データなし
オゾン層への有害性		データなし
13. 廃棄上の注意		
化学品、汚染容器及び包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報		少量の場合は、大量の水と共に洗い流す。 大量の場合は、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に廃棄を依頼する。 使用した容器は、水で十分洗浄した後、分別廃棄する。
14. 輸送上の注意		
国連番号		3264
品名(国連輸送名)		その他の腐食性物質(無機類)(液体)(酸性のもの)
国連分類(輸送における危険有害性クラス)		8
容器等級		Ⅲ
海洋汚染物質		非該当

MARPOL 73/78 附属書II
及びIBCコードによるばら
積み輸送される液体物質
輸送又は輸送手段に関す
る特別の安全対策

非該当

『7.取扱い及び保管上の注意』の記載に従うこと。
輸送前に容器の破損、腐食、漏れなどがないこと
を確認する。
転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ
の防止を確実にを行う。

国内規制がある場合の規制情報
船舶安全法
航空法

該当しない
該当しない

15. 適用法令

毒物及び劇物取締法
労働安全衛生法

該当しない
特定化学物質第3類物質(特定化学物質障害予防
規則第2条第1項第6号)

硫酸

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57
条第1項、施行令第18条第1号、第2号・別表第
9)

硫酸 政令番号:613

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57
条の2、施行令第18条の2第1号、第2号・別表第
9)

硫酸 政令番号:613

化学物質排出把握管理促進法(PRTR制度)
消防法
水質汚濁防止法(有害物質)
土壌汚染対策法

該当しない
該当しない
該当しない
該当しない

16. その他の情報

参考文献

- ・Globally Harmonized System of classification and labelling of chemicals, UN
- ・Recommendations on the TRANSPORT OF DANGEROUS GOODS 21th edit., 2019 UN
- ・IMDG Code, 2018 Edition (Incorporating Amendment 39-18)
- ・IATA 航空危険物規則書 第62版(2021年)
- ・2020 EMERGENCY RESPONSE GUIDEBOOK (US DOT)
- ・2021 TLVs and BEIs. (ACGIH)
- ・GHSに基づく化学品の分類方法 JIS Z 7252:2019
- ・GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場の表示及び安全データシート(SDS) JIS Z 7253:2019
- ・2021 許容濃度等の勧告(日本産業衛生学会)

責任の限定

このSDSは、JIS Z 7253:2019に準拠して作成しております。また、GHS分類は、JIS Z 7252:2019に
準拠しております。

各種の文献に基づいて作成しておりますが、必ずしもすべての情報を網羅しているものではありません
ので、取扱いには充分注意してください。